

## 「長久手市議会基本条例(案)」に提出された市民意見の概要と市議会の考え方

◆意見数:3個人、19件

No	意見の内訳	ご意見の概要	市議会の考え方
1	前文について	議会の第一使命は「自治体の事務執行の監視及び日本国憲法に定める地方自治法本旨の実現につとめる」と明記されたい。	前文に「議会は、憲法に基づく地方自治制度の下、市民の意思を市政に的確に反映させるため、二元代表制の一翼をなす重要な意思決定機関としての議決責任を担っている」と明記していますので、必要性はないものと考えています。
2	第1条 条例の目的について	市としての独自性が感じられない。『日本一の福祉のまちの達成』というようなビジョンを盛り込んで欲しい。	市としての独自性、ビジョンについては、自治基本条例に盛り込む内容であると考えています。
3	第8条 市民参加及び市民との連携について	公聴会等の開催につとめてください。	第8条の4に「議会は、議会活動を市民に伝え、市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するための報告会を定期的を開催する」と明記しています。(委員会では、公聴会を開催することができます)
4	第9条 市長等との関係について	「一問一答方式で行うもの」を「一問一答方式でできる」規定に変えること。	「一括質問、一括答弁」で行っていた時代がありました。答弁漏れや聞き漏らし等があり、議会改革の中で一問一答方式に変更しました。そのような経緯から「一問一答方式で行うもの」としました。
5	第11条 政策立案等について	条例の目的は「市民福祉の向上」の一つだけか。	市民福祉の向上は、議会活動の究極の目的です。
6	第13条 議員間討議の促進について	議員間討議が努力規定となっているが、二元代表制の主旨からすれば議員間討議こそ中心であるべきである。	現在、議員間討議は行われていませんが、重要と考え条例案に盛り込み「努めるものとする」としています。
7	第13条 議員間討議の促進について	市民提案について今後の具体化で使いやすい制度にするか検討が必要であろう。	条例の目的の一つであります。今後の参考にさせていただきます。
8	第16条 議会図書室の設置について	住民への公開、利用の許可を明記すること。	庁舎が狭く、議会図書室は議員控え室の一角を図書コーナーとして使用している状況です。市民への開放は、現時点では難しいと考えます。
9	第17条 議会広報の充実について	第3項を付加し、次の内容とすること。 情報を受け取り難い人への積極的な配慮を盛り込み、全ての市民に議会活動の状況を周知できるようにすること。	情報弱者への配慮については、当然考慮に入れなければならないものと考えます。現状では、点字化、録音化についてはボランティアの方たちに依頼せざるを得ない現実があります。今後の課題とさせていただきます。
10	第19条 議員定数について	地方自治法の定足数の項も追記すること。	平成23年地方自治法の改正により、議員定数の法定上限は無くなりました。

No	意見の内訳	ご意見の概要	市議会の考え方
11	その他	「議会」と「議員」という用語を整理することを求める。	今後の参考とさせていただきます。
12	その他	第2条と第8条で情報発信を繰り返す意義について。	第2条の情報発信は議会活動として当然と考えています。第8条では議会として市民にとって有する情報を得た場合に情報発信をすることと考えています。
13	その他	「市民」という用語について住民、市民という2つが使用されている。解説に主旨を明記するよう求める。	全ての人々を市民としています。新自治用語辞典（大統領制の項目）で、二元代表制の説明に「住民」を使用していますので引用しました。
14	その他	議事録の整備・充実について委員会も本会議同様全文記載に努めること。	できる限り努力いたしますが、現状では難しいと考えます。
15	その他	語句の表記について市勢、説明責任、議決責任の語句は住民に分かりにくい。分かりやすい語句にかえれないか。	議会基本条例案策定の中で、分かりにくい議会用語の使用は極力控えてきました。しかし、慣用語や議会運営上使用されてきた議会用語の言い換えは、逆に多様な「理解」から誤った認識が増えることになりかねないと考えました。
16	その他	議長の選出について立候補制を明記すること。	現状は、全員打合せ会で所信表明を行っていません。立候補制については地方自治法で規定されていません。今後、議会改革の参考とさせていただきます。
17	その他	審議の充実に関して参考人制度の活用を図る、つとめると付記すること。	今後、議会改革の参考とさせていただきます。
18	その他	「議会の定例回数」を明記すること。	「長久手市議会の定例会の回数を定める条例」で定めています。
19	その他	議会活動・運営全般について第三者機関を設置し、評価する制度を設けておくこと。	第三者機関の設置は、多様な政治的立場もあり、公平な委員の選出も考慮しなければならず難しいものと考えます。4年に1回改選があり、選挙を通じて有権者の判断に委ねるべきと考えます。